

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり一般競争入札に付する。

令和 6 年 6 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入札に付する事項

(1) 業務名

結核予防技術者地区別講習会（東北地区）運営業務委託

(2) 仕様等

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日～令和 6 年 7 月 31 日（水）

(4) 業務概要

結核予防技術者地区別講習会及び結核行政担当者会議の開催にあたり、会場受付、資料印刷及び講義のオンライン配信等の業務を委託するもの。

2 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 6 年 6 月 17 日（月）15 時 00 分

(2) 会場

盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁舎 9 階 9 階会議室

3 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者でないこと。

(2) 法人県民税及び法人事業税等の滞納がないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 資格確認日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (5) (4)の期間に、岩手県から物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと

4 入札参加手続等

- (1) 入札参加希望者は、岩手県のホームページで配布する一般競争入札参加申請書（様式第 1 号）を確認・記載のうえ、必要な添付書類を添えて、1 部を令和 6 年 6 月 10 日（月）午後 5 時までに 9 の場所に持参又は郵送により提出しなければならない。
また、当該書類に関し、知事から説明又は補足を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (2) 申請書及び関係書類は岩手県保健福祉部医療政策室において審査するものとし、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札に参加できるものとする。なお、審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、令和 6 年 6 月 11 日（火）午後 5 時を目途に F A X 等により通知する。

5 入札書の配布

入札説明書は、岩手県のホームページで配布する。

6 入札の方法

- (1) 入札書（様式第 3 号）は、2 の日時及び場所に持参して提出すること。
- (2) 郵送や F A X 等による入札書の提出は認めない。
- (3) 入札に関する詳細は、入札説明書によること。

7 入札保証金

免除

8 その他

- (1) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合又は経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

- (2) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (3) その他入札の詳細については、入札説明書に示すとおりとする。
- (4) 契約書の作成を要する。

9 照会先

岩手県保健福祉部医療政策室

020-8570 盛岡市内丸10番1号 電話019-629-5417 FAX019-626-0837